令和７年度

高齢者インフルエンザ・新型コロナウイルス予防接種の実施

対 象 者　**・接種当日、平群町に住民票登録されている方で**

① 接種日当日 65 歳以上の方

② **60 歳～64 歳**で心臓・腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方 （※不明な場合はお問い合わせ下さい）

自己負担額

高齢者インフルエンザ　**1,000 円**

新型コロナウイルス　**7,500 円（昨年度と費用が異なります）**

（医療機関窓口で支払。但し生活保護受給世帯の方は無料。医療機関窓口で申し出て下さい）

接種回数　各１回

接種期間

高齢者インフルエンザ

令和７年 10 月１日～令和８年１月 31 日

新型コロナウイルス

令和７年 10 月１日～令和８年３月 31 日

接種終了日が異なります。ご注意ください

※接種券はありません。予診票は実施医療機関〈広域７カ町〉にあります

接種場所

町内実施医療機関 ※要予約

医療機関(50 音順)	住 所	電話
あだち耳鼻咽喉科	三里 384-5	45-8852
菊美台クリニック	菊美台 1-10-13	46-2221
さくら内科クリニック	吉新 1-1-10	43-6767
芝田内科クリニック	椿井 734-1	46-3236
たなかクリニック	下垣内 124	45-1916
はしもとクリニック	三里 384-1	45-6003
松井内科	菊美台 1-7-5 宝栄辰巳ﾋﾞﾙ 2F-1	45-8837

医療機関ごとに接種日時が異なりますので予約時にご確認ください

上記町内医療機関と広域7カ町（平群町・王寺町・河合町・上牧町・三郷町・斑鳩町・安堵町）以外で接種希望の場合は手続きが必要です。

プリズムへぐり健康保険課までお問い合わせください

お問合せ	**プリズムへぐり 健康保険課** **TEL：0745-45-8600**

予防接種を受ける前に必ずお読み下さい

	インフルエンザ	新型コロナウイルス
感染症について	季節性インフルエンザは通常、初冬から春先にかけて流行します。感染を受けてから1～3日ほどの潜伏期間の後に、通常38℃以上の高熱、頭痛、全身倦怠感、筋肉・関節痛などが現れ、「風邪」に比べて全身症状が強い。	発症すると、熱や咳など風邪によく似た症状が現れます。軽症のまま治癒する人も多い一方、重症化すると、呼吸困難などの肺炎症状が悪化し、死に至る場合もあります。
予防接種効果	感染症発症予防、重症化予防	
接種方法	皮下注射	筋肉内注射
自己負担額	1,000円	**7,500円**
他のワクチンとの接種間隔	医師が必要と認めた場合には、他のワクチンとの同時接種可能 他のワクチンとの接種間隔に制限なし	
接種を受けるときの注意	予防接種の必要性や副反応についてよく理解し、気になることがあれば事前にかかりつけ医に相談してください。医師にとって大切な情報の予診票は責任をもって正確に記入してください。	
副反応について	急性散在性脳脊髄炎(ADEM)、脳症、脊髄炎、視神経炎	心筋炎、心膜炎
	重大な副反応として、まれにショック、アナフィラキシー(じんましん、呼吸困難、血管浮腫など)が現れることがあり、ほとんどが接種後30分以内に生じる。その他、ギランバレー症候群、けいれんなどが現れたとの報告がある。発熱、悪寒、頭痛、倦怠感、発赤、腫脹、疼痛なども認めることがあるが、通常2～3日中に消失する	
接種後の注意事項	① 接種後24時間は副反応の出現を観察する。特に接種後30分以内は健康状態の変化に注意する ② 接種後は接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避ける ③ 接種後、接種部位の異常反応や体調変化がある場合はすぐ受診し、健康保険課にも連絡をする ④ 予防接種当日の入浴は可能	
接種できない人	① 接種当日、体温が37.5℃以上ある ② 重篤な急性疾患にかかっている ③ 予防接種に含まれる成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある ④ 予防接種で2日以内に発熱があった、または全身発赤などのアレルギーを疑う症状を呈したことがある ⑤ その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある人	
接種要注意者	① 心臓血管疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する者 ② 予防接種で接種後2日以内の発熱や全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者 ③ 過去にけいれんの既往のある者 ④ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者 ⑤ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者 ⑥ インフルエンザの場合、間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器疾患を有する者 ⑦ 新型コロナウイルス感染症の場合、抗凝固療法を受けている者、血小板減少症又は凝固障害を有する者	
健康被害救済制度	定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前、あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因)によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審議会にて、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます	